新生活のトラブルは 『消費生活センター』へ相談しましょう

◆ 春は進学、就職などに伴い、一人暮らしを始めるなど、新しい環境で 生活をスタートさせる人が多くなる季節です。

特に、今年の4月から成年年齢が18歳引き下げられ、今まで未成年とされていた18歳と19歳が4月になると同時に成人になります。





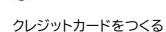
成年になるとどうなる?

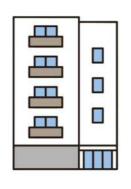
成年となると、未成年者とは違い、親権者の同意なく自分の意志で自由に様々な契約ができるようになります。

18 歳になったらできること(例)

スマートフォンを契約する







賃貸アパートを借りる



ローンを組んで車の契約をする

以上の様な契約ができるようになりますが、初めて親元を離れるなどの若い人は社会経験や契約の知識が十分あるとは言えず、悪質商法や消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。トラブルにあわないために、契約に関する様々なルールや悪質商法の手口を知っておく必要があります。

気を付けて!引越し直後の消費者トラブル

新生活の引越し直後の消費者を狙った訪問販売に関する相談が寄せられています。

- ■賃貸物件に引っ越した直後、訪問してきた事業者に・・・
 - 『みんな契約している』と言われ、高額な換気扇のフィルターを契約させられた。
- ■『管理会社から紹介された』という事業者から勧められて・・・

水回りの防力ビ工事の契約をしたが嘘だった。

トラブル防止のアドバイス

- ・その場ですぐ契約をせずに、まず管理会社に確認しましょう。
- ・訪問販売はクーリング・オフができます。
- 書面を受け取った日から数えて8日以内であれば無条件で契約を解除することができます。





消費生活センターを利用しましょう!

事業者とのトラブルで困ったときは、専門の相談窓口『消費生活センター』へ相談してください。

- ■商品やサービスの契約上のトラブル
- ■ある製品を使用してケガをした

以上の様な消費生活全般の相談に対して、専門の知識を持った相談員が問題解決のためのアドバイスや情報提供をしています。若年者や、高齢者などで自主交渉が難しい、複雑な案件などの場合は状況に応じて**事業者と交渉のお手伝い(あっせん)**もしています。

相談するときは

- ■契約書やパンフレット、トラブルに至った状況のメモなどを事前 に準備しておくと相談がスムーズに進みます。
- ■インターネット取引の場合は、メールや SNS のやり取り、販売サイトの画面など保存してあるものを用意しておきましょう。



相談は無料ですが、電話相談の場合は通話料金がかかります。相談の秘密は守られますので、 少しでも変だな、困ったなと思ったらすぐに相談しましょう。

消費者ホットライン「188」

消費者ホットライン「188」は、全国共通の3桁電話番号で、身近な消費生活相談窓口につながります。土日祝日で、市町村などの消費生活センターが開所していない場合も、国民生活センターで相談対応していますので、年末年始を除いて、原則毎日ご利用いただけます。

太宰府市消費生活センター

【相 談 日】毎週月~金曜日(年末年始、祝日を除く)

【時 間】9:30~12:00/13:00~16:00

【相談方法】電話(面談相談も可)※予約不要

【場 所】市役所2階 消費生活相談室

【電 話]092-921-2121(内線 348)

